

第1 審査会の結論

広島県知事(以下「実施機関」という。)が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成16年2月16日、広島県情報公開条例(平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。)第6条の規定により、実施機関に対し、「正規の利用目的に反して、広島県庁外来者駐車場を目的外利用した県職員の実態を、広島県庁総務室(その他関係部署を含む)が把握した際、その事実関係(注意処分等の対応措置を含む)を記録するために作成された全ての文書(写真による記録等を含む)(対象期間は、平成15年1月1日から平成15年12月31日まで)」の開示を請求(以下「本件請求」という。)した。

2 請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、「広島県庁外来者駐車場を目的外利用した県職員について、その事実関係を記録するために作成された文書」(以下「本件対象文書」という。)について、不存在であることを理由とする不開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、平成16年2月25日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成16年3月16日、本件処分を不服として、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、全部開示の決定を求めるといふものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

総務企画部管理総室総務室長(以下「総務室長」という。)は、県の職員による外来者駐車場(以下「駐車場」という。)の目的外利用が散見される事実を認

めていながら、行政文書が不存在であるとした。総務室長は、本来は県庁の外来者用に設けられている駐車場が職員によって私物化されている事実を隠匿するため、書面による記録や目的外利用した職員への厳重注意などの事実の記録が存在しないとの不適法な処分を行った。

実施機関の理由説明書に記載された内容は、広島県の職員が駐車場を目的外利用した事実を把握しても、目的外利用は職員の場合を含めて日常茶飯事であり、特に記録に留めることでもないという、公務員の事なかれ感覚から生じた結果を明記したものである。また、「対応の決定の前に、状況のメモなどを行うことはありえるが、状況のメモでしかないため、対応終了後に保管を行う必要性はないため、保管は行っていない。」との理由説明は、職員の目的外利用の事実を把握しても、その経緯や処分記録を闇に葬ることで、当該職員と管理責任者である総務室長への責任追及を回避しようとするものである。

なお、平成15年12月16日の夜間に駐車場に駐車していた自動車(以下「特定車両」という。)について、異議申立人が指摘したところ、総務室長によれば、職員の自動車であることを認めた上で、厳重に注意した旨の口頭説明を行っている。

本件処分は、職員の不正利用を隠匿する目的で、意図的に記録がないと偽装したものであることから、真実の記録を速やかに開示するべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び口頭による意見陳述で説明している内容を総合すると、本件対象文書を不存在とした理由などについては、おおむね次のとおりである。

駐車場利用者の個々の利用を記録した駐車整理票は、原則として即日廃棄することから、後日、一切残らない。

また、駐車場の利用に関して対応が必要となる事案については、その性質上、行政処分ではなく、かつ、即座の対応を求められるため、文書決裁ではなく、口頭決裁等により直ちに対応を決定しているところである。

対応の決定を前に、状況のメモなどを行うことはあり得るが、状況のメモでしかないため、対応終了後に保管を行う必要性はないため、保管は行っていない。

そもそも駐車場は、県庁に用務のある方が利用できるものであり、駐車整理票に県庁に用務があると記入されれば、県職員であっても駐車させている。一方、県庁に用務がなければ駐車を断っており、目的外では駐車場を利用させていない。したがって、駐車場を目的外利用した県職員に関する文書は存在しない。

なお、異議申立人が指摘する特定車両についても、県庁に用務があるということと駐車させたものであり、駐車場の目的外利用とは考えていない。特定車両の

所有者である職員に対しては、所属する部の幹事室を通じて口頭で注意を行っているが、夜遅くまで駐車をしていたことについて、外部から見ると駐車場の目的外利用という誤解を受けやすいので、十分に気を付けるようにとの趣旨で行ったものであり、目的外利用を理由として行ったものではない。したがって、特定車両に関する文書は存在しない。

第5 審査会の判断

1 本件対象文書について

本件対象文書は、対象期間中に、正規の利用目的に反して県の職員が駐車場を目的外利用した事実（注意処分等の対応措置を含む。）を実施機関が把握した際に、その事実関係を記録するために作成した文書である。異議申立人は、意見書において「証拠」の一つとして、平成15年12月16日の夜間に駐車していた実施機関の職員の自動車の写真を提出しており、それに対する対応措置を含む請求であると考えられる。

2 本件処分の妥当性について

まず、本件対象文書は、正規の利用目的に反して、駐車場を目的外利用した県の職員に関する文書である。実施機関の説明によると、「目的外利用」とは、県庁に用務のない車両の駐車であるが、県庁に用務がないことを知りながら駐車させることはあり得ないため、利用者が県の職員であるか否かにかかわらず、目的外利用に関する文書はないということである。

異議申立人は、「総務室は、県庁外来者駐車場が満車状態で、正規の一般利用者を長時間待たせていても、職員が目的外利用していることを放置しています。」とか、「本来は県庁の外来者用に設けられている駐車場が職員によって私物化されている」などと述べている。当審査会は、県の職員が駐車場を利用することの是非を判断するものではないが、駐車場の利用者を一般県民のみに限定していない以上、県庁に用務があれば、県（特に、地域事務所などの地方機関）の職員が駐車場を利用したとしても、「目的外利用」に当たらないとしていることは不合理ではない。

なお、異議申立人は、自らが指摘した特定車両に対する注意処分等に関する文書を念頭において本件請求を行ったものと考えられるが、実施機関が特定車両を目的外利用したものと考えていなかったのであれば、何らかの人事上の処分をしなかったというのは当然である。確かに、当時、実施機関の職員は、特定車両の所有者に「駐車場の目的外利用という誤解を受けやすいので、十分気を付けるように」と所属の幹事室を通じて口頭で注意したということであるが、そのような趣旨の注意をするに当たって、特に文書を作成しなかったというのは不自然では

ない。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
16 . 5 . 18	・ 諮問を受けた。
16 . 8 . 26	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
16 . 10 . 29	・ 実施機関から理由説明書を收受した。
16 . 11 . 8	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
16 . 12 . 6	・ 異議申立人から意見書を收受した。
16 . 12 . 13	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
17 . 10 . 25 (平成 17 年度第 3 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
17 . 11 . 21 (平成 17 年度第 4 回第 1 部会)	・ 実施機関の職員から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
17 . 12 . 21 (平成 17 年度第 5 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
18 . 1 . 27 (平成 17 年度第 6 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

今 井 光 平成 17 年 12 月 1 日から	弁護士
神 谷 遊	広島大学大学院法務研究科教授
真 田 文 人	弁護士
西 村 裕 三 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院社会科学研究科教授
馬 場 則 行 平成 17 年 11 月 30 日まで	弁護士